

令和7年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第67号「工事請負契約の変更について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎所管事項説明

- (1) 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画について・・・・・・・・・・ 3
(2) 令和6年度「防災に関する県民意識調査」結果について・・・・・・・・・・ 5
(3) 南海トラフ地震被害想定の見直しについて・・・・・・・・・・ 9
(4) 津波災害警戒区域の指定について・・・・・・・・・・ 13
(5) 三重県石油コンビナート防災アセスメント調査について・・・・・・・・・・ 15
(6) 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・ 17

<別冊1> 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（案）

<別冊2> 令和6年度「防災に関する県民意識調査」結果（主要項目抜粋版）

令和7年3月12日

防 災 対 策 部

◎議案補充説明

(1) 議案第67号「工事請負契約の変更について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）」

議案番号 第67号		工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事		
施 工 場 所	変更前	三重県津市広明町13 他73箇所	
	変更後	三重県津市広明町13 他79箇所	
契 約 金 額	変更前	2,244,000,000円（消費税等含む）	
	変更後	2,241,836,300円（消費税等含む）	
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番11号 パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー 中日本社 プレジデント 樋口 克彦		
契 約 工 期	令和6年3月22日から令和8年3月24日		
工 事 内 容	変更理由		
衛星系無線設備工 統制局、支部局、準支部局、端末局整備	オペレーションルーム等へのマルチモニター 設置に伴うシステム再設計、契約後に一般財団法人自治体通信機構から新たに示された可搬局の 整備台数制限、及び当該制限により可搬局を整備 できなくなった箇所への固定局整備等のため、設 計内容の見直しが必要となったことから、建設工 事請負契約書第18条第1項第5号に基づき、変更 を行うものです。		
契 約 方 法	随意契約		

位置図



◎所管事項説明

(1) 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画について

人口減少、高齢化の進行に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防の広域化等による消防力の維持・強化を図ることを目的として、平成20年3月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、平成31年3月に本計画を改訂したうえで、広域化及び連携・協力の取組を進めてきました。

令和6年3月及び4月、消防庁は、都道府県における推進計画の基となる基本指針を改正し、推進期間を令和11年4月まで延長したうえで、引き続き消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることの必要性を示しました。これを受け、県においても、各消防本部の現状や課題を協議し、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況を整理したうえで改訂案を作成し、前回の常任委員会でご意見をいただいたところです。

今回は、いただいたご意見をふまえて改訂案を修正し、改めて各市町及び消防本部と協議を行ったうえで、最終案として報告します。

1 前回改訂案からの修正点

最終案では、掲載する参考データについて、可能な限り最新の調査結果を反映しました。また、県として必要な支援をより積極的に実施し、広域化を進めるうえで効果が高いとされる消防指令センターの集約化を計画どおり着実に促進するとともに、広域化に向けた基盤を固めていくため、主に以下のポイントで修正を行いました。

(1) 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性（別冊15～27頁）

最新のデータに基づき、人員面や財政面、消防活動面における県内消防本部の現況や課題を示し、小規模消防本部をはじめとする県内消防本部の広域化及び連携・協力の取組の継続必要性について追記しました。

(2) 県内の広域化及び連携・協力の取組状況（別冊29～30頁）

平成28年4月1日から運用が開始されている三重北消防指令センター及び令和6年4月1日から運用が開始されている伊賀地域消防指令センターにおける取組の成果について、当該消防本部に照会したうえで、追記しました。

(3) 広域化対象市町の組み合わせ及び及び連携・協力対象市町の組合せ（別冊34頁）

広域化及び連携・協力の構成市町について、地図に加えて一覧表を掲載し、各段階におけるブロック毎にわかりやすく整理しました。

(4) 消防の広域化の推進について（別冊35頁）

奈良県をはじめとする先進事例の取組状況を調査し、本県で取組を進めていくうえで参考となる点を追記しました。

(5) 消防の連携・協力の推進について（別冊 36 頁）

将来的に見込まれる通信指令台の集中更新期を見据え、各ブロックにおいて県域通信指令台の運用について検討が行われる場合は、県としても、県域消防本部に関する検討も視野に入れた協議を促進するため、財政措置等の情報提供や関係市町間の必要な調整などに取り組んでいくことを追記しました。

(6) 広域化及び連携・協力推進のための措置事項（別冊 37～41 頁）

県の支援措置として、新たに消防本部を対象とした研修会を実施することや「消防広域化推進アドバイザー制度」の活用について追記しました。

2 今後の予定

今回いただいた意見もふまえて3月末に改訂し、各市町及び消防本部に周知するとともに、県ホームページに掲載します。

今後も、本推進計画に基づき、各市町及び消防本部と一体となって、連携・協力の取組を着実に進め、県内消防本部の広域化を推進していきます。

(2) 令和6年度「防災に関する県民意識調査」結果について

県では、県民の皆さんの自然災害に対する備えの状況や防災に関する意識を把握し、県の防災・減災対策に活用するため、平成14年度から「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

令和6年度に実施した調査について、各設問別の回答状況、年齢別や地域別のクロス集計(主な項目のみ)を行い、その結果をとりまとめました。

1 調査の概要

- (1) 調査対象：県内全市町の18歳以上の5,000人
- (2) 調査方法：調査票を郵送(回答は郵送方式とWeb方式を併用)
- (3) 調査期間：令和6年9月30日(月)から令和6年10月18日(金)まで
- (4) 回答率：55.3%(2,766人/5,000人)
- (5) 設問数：43問
- (6) クロス集計の方法：
 - ・年齢別(10～20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上)
 - ・地域別(北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域)
※地震に関する設問については津波危険地域にも着目して分析
 - ・一部の設問で地震や風水害に対する防災意識との関係に着目して分析

津波危険地域について

県が公表した津波浸水予測図により浸水が想定される沿岸部の地域を「津波危険地域」として分類し、伊勢市以北(桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、木曾岬町、朝日町、川越町、明和町)と鳥羽市以南(鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町)に分けて分析

2 クロス集計による主な調査結果(括弧内は別冊のページ番号)

(1) 地震・津波対策について

東日本大震災後の防災意識の移り変わり(P.1)

○どの地域・年代においても、約5割の方が「時間の経過とともに薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まった」と答えています。

巨大地震発生時の避難先(P.3)

○県内全域の津波危険地域において、「緊急避難場所、避難所」と答えた方の割合が、他の地域に比べて高くなっています。

南海トラフ地震臨時情報の認知度(情報発表時点)(P.5)

○東紀州地域、鳥羽市以南の津波危険地域において、「具体的な内容を知っていた」と答えた方の割合が、他の地域に比べて高くなっています。

○40歳代以下の層で「名称も具体的な内容も知らなかった」と答えた方の割合が高い傾向にあります。

南海トラフ地震臨時情報の認知度の変化(情報発表後)(P.7)

○年齢が低いほど臨時情報の発表を受けて、「具体的な内容がわかった」と答えた方の割合が高く、年齢が高いほど「情報を見たが、具体的な内容はよくわからなかった」と答えた方の割合が高い傾向にあります。

(2) 風水害対策について

紀伊半島大水害発生後の防災意識の移り変わり (P. 13)

- 地域別では東紀州地域で防災意識が高く、年代別ではどの年代においても、約5割の方が「近年頻発する風水害により、防災意識が高まった」と答えています。

風水害時の避難のタイミング (P. 15)

- 東紀州地域において、避難情報が発令されるよりも早い段階で避難すると答えた方の割合が、他の地域に比べて高くなっています。

(3) 災害時の情報について

災害時の情報の入手先 (P. 19)

【現在利用している情報の入手先】

- 年齢が高いほど「テレビ」、「ラジオ」、「新聞」、「市町の防災行政無線」、「携帯メール（防災みえメール配信サービス以外）」と答えた方の割合が高い傾向にあり、年齢が低いほど「SNS（県公式 SNS 以外）」、「家族から」、「友人、知人から」と答えた方の割合が高い傾向にあります。
- 60 歳代、70 歳以上において「町内会・自治会を通じて」と答えた方の割合が、他の年齢より高くなっています。
- 70 歳以上において「防災アプリ」と答えた方の割合が、他の年齢より低くなっています。

【今後利用したい情報の入手先】

- 年齢が高いほど「ラジオ」、「新聞」、「携帯メール（防災みえメール配信サービス以外）」、「町内会・自治会を通じて」と答えた方の割合が高い傾向にあり、年齢が低いほど「県公式 SNS」、「SNS（県公式 SNS 以外）」、「家族から」、「友人・知人から」と答えた方の割合が高い傾向にあります。
- 70 歳以上において「防災アプリ」と答えた方の割合が他の年齢より低くなっています。

(4) 避難場所・避難所について

避難場所や避難所の認知度 (P. 29)

- 鳥羽市以南の津波危険地域において、「避難場所も避難所も知っている」と答えた方の割合が高くなっています。
- 年齢が高いほど「避難場所も避難所も知っている」と答えた方の割合が高く、年齢が低いほど「避難先は知っているが、避難場所と避難所の区別はわからない」と答えた方の割合が高い傾向にあります。

避難所での生活において重視すること (P. 31)

- 年齢が高いほど「トイレの確保」と答えた方の割合が高い傾向にあります。
- 10～20 歳代において「通信環境の確保」、70 歳以上において「寝具の確保」と答えた方の割合が高くなっています。

(5) 日頃の防災対策について

家庭での防災対策の状況 (P. 35)

- 地震や風水害に対する防災意識との関係を見ると、高い防災意識を持っている方ほど家庭での防災対策をよく行っている傾向にあります。

(6) 消防団について

消防団活動の認知度 (P. 47)

- 東紀州地域において「知っている」と答えた方の割合が、他の地域に比べて高くなっています。
- 10～20 歳代、30 歳代において、「知っている」と答えた方の割合が、他の年齢に比べて低くなっています。

消防団活動を知ったきっかけ (P. 48)

- 年齢が低いほど「火災時の消火活動や風水害時の水防活動」、「地域行事等の警備」と答えた方の割合が低い傾向にあります。
- 各選択肢の 10～20 歳代、30 歳代の割合が全般的に低い中、「地域行事等の警備」で消防団活動を知った方の割合は比較的高くなっています。

3 調査結果をふまえた今後の対応

能登半島地震や奥能登豪雨、南海トラフ地震臨時情報の発表や台風第 10 号など、令和 6 年に各地で発生した大規模災害等により、地震や風水害に対する県民の皆さんの防災意識が高まっています。この意識を高い水準で維持していただき、日頃の防災対策や家庭での備えに生かしていただく必要があります。

また、いつ大規模災害が発生してもおかしくない状況の中、県民の皆さんに災害や防災に関する情報を確実に提供できるよう取り組む必要があります。

(1) 年齢や地域の特性に応じた防災啓発

県民の皆さんが被災した際の状況をイメージし、災害に対して「我が事感」を持っていただくために、県が行う防災啓発イベントやシンポジウム等において、近年の災害事例をテーマとするなど、防災・減災の取組をより身近に感じていただけるよう工夫します。

また、イベント等に参加する方の年齢層や開催する地域の災害リスクに応じて、特に周知を図るべき内容や興味・関心を持ってもらいやすい実施方法を検討するなど、より県民の皆さんの防災意識向上につながるものとなるよう努めます。

(2) より効果的でわかりやすい情報提供

年齢によって災害時の情報の入手先が異なることから、広報紙やホームページ、メール配信サービス、SNS、防災アプリなど多様なツールを活用した情報発信を行うとともに、それぞれのツールを利用している方の年齢層も意識し、発信方法や内容を工夫します。

また、「防災みえ.jp」のホームページをより分かりやすい構成に見直すとともに、スマートフォンでも使いやすいものとなるよう改善を図り、より多くの方にわかりやすい情報が届けられるよう取り組みます。

4 今後の予定

全設問のクロス集計を行ったうえで、令和 7 年 3 月末に報告書としてとりまとめ、各部署、各市町等とも共有し、今後の防災・減災対策に活用していきます。

(3) 南海トラフ地震被害想定の見直しについて

1. 目的

- 三重県では、平成25年度に作成した南海トラフ地震被害想定をふまえ、地震・津波対策を推進している。
- 平成25年度の被害想定から10年余が経過し、この間の社会状況の変化（人口減少・インフラ整備等）や、能登半島地震等の教訓、国の南海トラフ地震被害想定（令和7年3月末予定）をふまえ、新たな南海トラフ地震被害想定を作成し、南海トラフ地震に特化した対策計画を策定する。

2. 新たな南海トラフ地震被害想定作成にあたっての基本的な考え方

能登半島地震等の教訓

- 避難生活等が原因で亡くなる「災害関連死」が多数発生
- 元日に発災したため避難が必要な観光客等が多数発生
- 被災者と一緒に避難が必要なペットが多数発生
- 道路の寸断により孤立地域が多数発生
- 耐震性の低い木造住宅を中心に住家被害が多数発生
- 災害対応に必要な人員や資機材が不足



基本的な考え方（3つの視点）

- ①大規模地震災害の教訓等から明らかとなった **新たなリスクやニーズに対応**する
- ②地域特性をふまえたきめ細かなリスク分析により、**地域の災害リスクを明確化**する
- ③迅速に復旧活動を進めるため、**災害対応に必要なリソースを定量的に把握**する

3. 新たな南海トラフ地震被害想定（予定）

南海トラフ地震被害想定

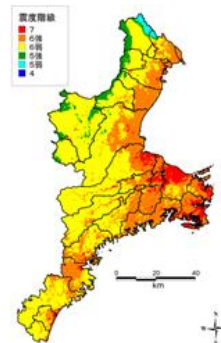
- 南海トラフ地震による具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにする。
- ハザード：地震動・津波・液状化等（どのような状況が発生するのか）
 - リスク：建物被害・人的被害等（どのような被害が発生するのか）

ハザード

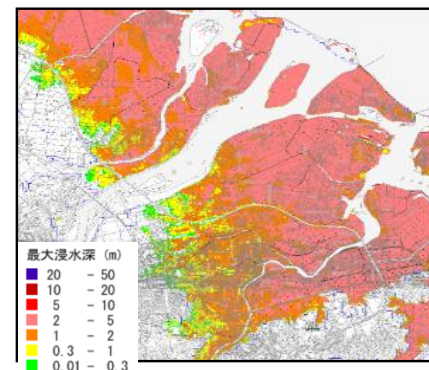
No.	被害想定項目	推計・予測内容（案）
1	地震動	震度分布予測、【新】長周期地震動予測
2	津波	津波浸水予測、津波到達時間予測、【新】津波浸水解消時間予測
3	液状化	液状化危険度分布予測

- 【新】は新たに被害想定項目に設定した項目
- 前回の被害想定と同じ想定項目についても、想定手法（地震動等のハザードの計算方法や、人的被害等のリスクの推計方法）を検証し、必要に応じて見直しを行う

例：震度分布図



例：津波浸水想定図（伊勢市）



(3) 南海トラフ地震被害想定の見直しについて

リスク

No.	被害想定項目	推計・予測内容(案)	No.	被害想定項目	推計・予測内容(案)
1	建物被害・火災被害	全壊(焼失)棟数推計、炎上出火件数推計 (強: 詳細な地域分析を実施)	10	【新】福祉機能支障	【新】介護施設等の収容能力不足数推計、【新】介護職員等の不足数推計
2	人的被害	死者数推計、負傷者数推計、自力脱出困難者数推計、 <u>(強: 災害関連死を含む)</u>	11	【新】し尿処理機能支障	【新】仮設トイレ必要数推計、【新】し尿処理施設の被災・機能支障リスク予測
3	ライフライン被害	上下水道・電力・通信 <u>(強: インターネットを含む)</u> ・ガスの支障人口推計及び復旧見込期間予測	12	災害廃棄物・一般廃棄物	災害廃棄物・一般廃棄物発生量推計
4	交通施設被害	緊急輸送道路・鉄道・港湾(漁港)・ヘリポート等の被害予測及び復旧見込期間予測	13	孤立集落	孤立可能性のある集落数推計 (強: 詳細な孤立リスクの分析を実施)
5	避難者	避難者数推計 <u>(強: 車中泊等の避難所外避難者を含む)</u>	14	住機能支障	仮設住宅必要戸数推計
6	【新】避難ペット	【新】避難者と一緒に避難するペット数推計	15	【新】火葬機能支障	【新】火葬場の被災・機能支障リスク予測
7	帰宅困難者	帰宅困難者数推計 <u>(強: 観光客等を含む)</u>	16	経済被害	直接経済被害額推計、間接経済被害予測
8	物資不足	飲料水・食料等の物資不足量推計	17	【新】災害対応所要人員等	【新】災害対応に必要なとなる人員等推計
9	医療機能支障	医療対応力不足数推計	18	【新】災害対応所要経費	【新】災害対応に必要なとなる経費推計

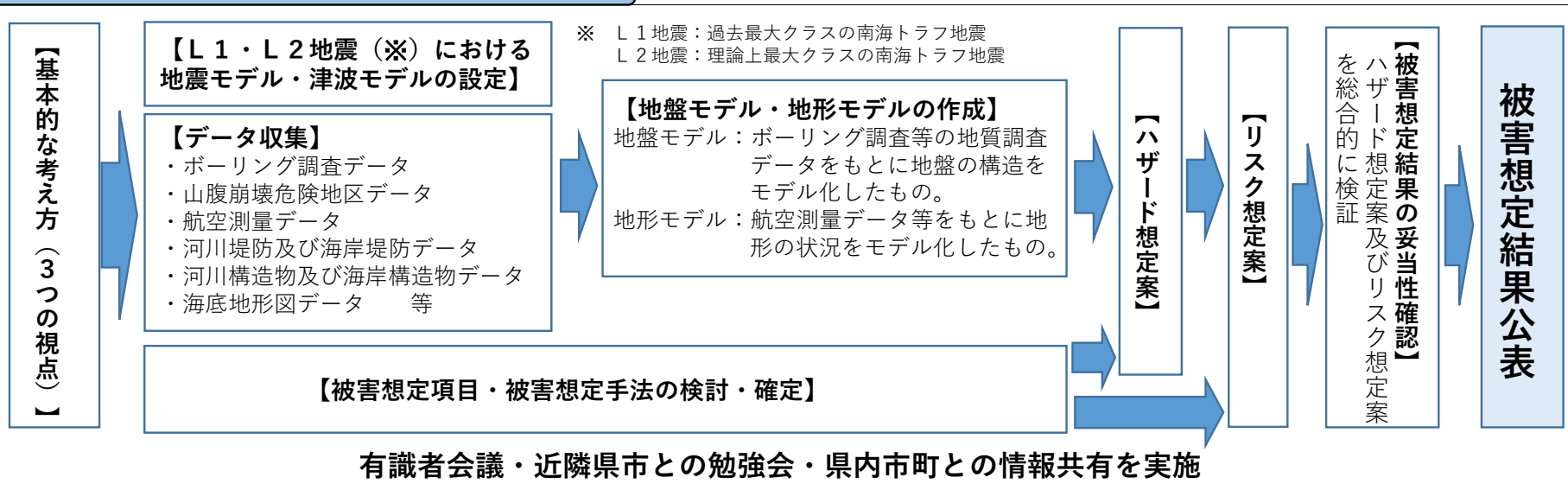
○【新】は新たに設定した被害想定項目、(強)は取組を強化する(詳細な分析を加える)項目

○前回の被害想定と同じ想定項目についても、想定手法(地震動等のハザードの計算方法や、人的被害等のリスクの推計方法)を検証し、必要に応じて見直しを行う

※ ハザード・リスク項目ともに、今後変更する可能性があります。

(3) 南海トラフ地震被害想定の見直しについて

4. 新たな南海トラフ地震被害想定作成手順



5. 令和6年度の取組内容

(1) 有識者の意見反映

① 有識者会議の設置

学識経験者を中心とした「三重県南海トラフ地震対策検討会議」を設置（9月）

三重県南海トラフ地震対策検討会議委員

（敬称略）

河田 恵昭（委員長）	関西大学 社会安全研究センター センター長	沼本 晋也	三重大学大学院 准教授
福和 伸夫（委員長代理）	名古屋大学 名誉教授	松川 杏寧	兵庫県立大学大学院 准教授
今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 教授	原田 育郎	津地方気象台 台長
川口 淳	三重大学大学院 教授	日置 和宏	伊勢市 危機管理部 部長
齋藤 富雄	関西国際大学 名誉教授	堀 勝之	紀宝町 防災対策課 課長
菅野 拓	大阪公立大学大学院 准教授	楠田 泰司	三重県 防災対策部 部長
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 副センター長・教授		

(3) 南海トラフ地震被害想定の見直しについて

②第1回 三重県南海トラフ地震対策検討会議（9月2日）

内容：新たな南海トラフ地震被害想定作成にあたっての基本的な考え方（3つの視点）やスケジュール 等

主な意見

- ・被害想定をどのように施策に反映させていくかが重要である。
- ・地震発生時の状況を住民に正しく理解してもらい、命を守る行動を主体的に取ってもらえるような被害想定にする必要がある。
- ・高齢者等の要配慮者への影響が大きいことから、地域の福祉機能への影響を想定する必要がある。
- ・都市部と比較して過疎地域の住宅耐震化が進んでいないと考えられることから、地域ごとの住宅耐震化率を算出する必要がある。



第1回会議の様子（オンライン）

③第2回 三重県南海トラフ地震対策検討会議（1月29日）

内容：新たな南海トラフ地震被害想定被害想定項目・想定手法の検討

主な意見

- ・災害関連死に至る要因を分析し、対策とあわせて議論する必要がある。
- ・工業地帯やコンビナートがある北勢地域について、液状化危険度をより詳細に想定するなど、地域特性を考慮した被害想定とする必要がある。
- ・同じ市町内であっても沿岸部と山間部では地域特性に違いがあることから、地域ごとに災害リスクを示す必要がある。
- ・孤立地域のリスクを検討するにあたり、孤立の定義を明確にする必要がある。



第2回会議の様子

④第3回 三重県南海トラフ地震対策検討会議（3月26日予定）

内容：新たな南海トラフ地震被害想定被害想定項目・想定手法の決定

(2) 近隣縣市との調整

- 情報共有及び県境などでの考え方の調整を行うため、近隣4県2市（※）で構成される勉強会に参加（令和6年5月21日、7月2日、8月23日、10月2日、令和7年2月26日）
- ※愛知県・岐阜県・静岡県・三重県・名古屋市・静岡市

(3) 市町との情報共有等

- 基本的な考え方（3つの視点）やスケジュール等を共有するため、説明会を開催（9月12日）
- 県内29市町を訪問して意見交換を実施（10月～11月）
- 市町の防災担当者会議にて市町からの質疑・意見内容を共有（12月12日）

6. 令和7年度取組予定

有識者会議（三重県南海トラフ地震対策検討会議）を3回程度開催するほか、定期的に近隣縣市との調整や県内市町との情報共有を実施

- ハザード想定案の作成（6月）
- リスク想定案の作成（12月）
- 被害想定結果の妥当性確認（令和8年1月～2月）
- 新たな南海トラフ地震被害想定結果の公表（令和8年3月）

(4) 津波災害警戒区域の指定について

1. 津波対策の強化

南海トラフ地震被害想定（平成26年3月）
（理論上最大クラス）
死者数 約53,000人
（うち津波死者数 約42,000人）

津波避難対策を推進

津波避難路整備
避難訓練の実施
津波避難タワー等の整備への支援
など

津波避難対策を強化

新たな津波浸水想定をふまえて
津波災害警戒区域の指定

2. 津波災害警戒区域について

【根拠法】

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）」

最大クラスの津波が発生した場合でも「災害には上限はない」「なんとしても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進することを基本理念とする。

津波災害警戒区域 （第53条）

- 住民等が津波から円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- 都道府県知事は、津波災害警戒区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない
- 26道府県437市町村で指定済（令和6年12月31日時点）

津波災害警戒区域指定に伴い必要な事項

【制度趣旨】

市町の実施

- 避難促進施設（要配慮者利用施設等）の指定（第54条）
- 住民の防災意識の向上（第55条）
 - ・津波ハザードマップ作成

施設管理者の実施

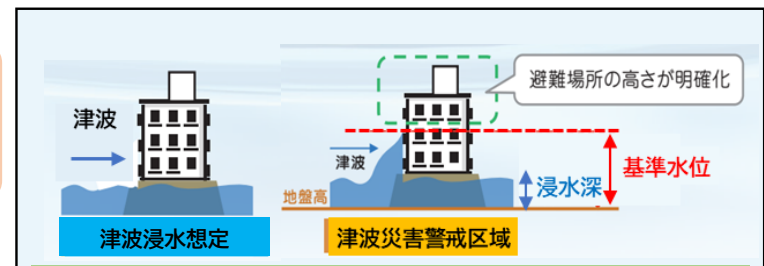
- 避難促進施設（要配慮者利用施設等）における避難確保（第71条）
 - ・避難促進施設の避難確保計画の作成・訓練の実施
- 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

津波災害警戒区域の指定

- 津波浸水想定（浸水区域）を基本とし、「警戒区域」と「基準水位（※）」を明らかにして指定
- ※基準水位…津波が建築物に衝突する時点の水位上昇（せき上げ）を考慮した水位

津波浸水想定

- 津波による「浸水区域」と「浸水深」を示すもの



出典：国土交通省 津波防災地域づくりパンフレット

(4) 津波災害警戒区域の指定について

3. 令和6年度の取組概要

市町訪問等

市町説明会（6月・9月・12月）

目的：制度の概要やスケジュール、市町訪問時の意見等を共有する

市町訪問（10月中旬～11月中旬）

目的：沿岸19市町から区域指定に関する事情を聞き取る
（指定に関する要望・課題等の確認）

市町からの意見

- 津波から「逃げる」ための体制整備の手法として有効である
- 住民の防災意識の向上につながる
- 住民に制度を理解していただけるよう住民への説明が必要である
- 津波災害特別警戒区域の指定は、一定の建築物の建築や開発行為が制限され、市町の将来のまちづくりに密接に関わるため、慎重な検討が必要である

区域指定済（26道府県）調査（12月～1月）

目的：アンケート調査や現地視察を実施し、既に区域指定している他県の実情を把握し、具体的な進め方を整理する

指定効果

- 住民の防災意識が向上、避難促進施設の避難確保計画の作成、避難訓練が増加

指定を進める際に生じた課題

- 関係市町村を一括して指定する予定であったものの、市町村の指定に対する意向もふまえ、同意が得られた市町村から指定した
- 警戒区域指定に向けた住民説明で指定による風評被害（地価下落等）を懸念する意見があった

現地視察（静岡県・伊豆市）

- 沿岸市町との意見交換の場を設置し、適宜開催することで、連絡調整や情報共有を図った（静岡県）
- 「観光・環境・防災のバランスがとれた海と共に生きるまち」を実現させるため、市と地域住民との議論を行いながら、全国唯一の津波災害特別警戒区域の指定を行うことになった（伊豆市）

4. 今後の取組予定

令和7年度

- 被害想定における津波浸水想定浸水区域と基準水位をふまえ、警戒区域の指定基準（案）を作成（6月）
- 学識経験者（南海トラフ地震対策検討会議）から意見聴取（6月）
- 津波災害警戒区域（案）の策定（3月）
- 被害想定（津波浸水想定浸水区域と浸水深）公表（3月）

令和8年度

- 県と市町による住民への説明
- 指定にかかる市町長への意見聴取（第53条第3項）
- 津波災害警戒区域及び基準水位の公示（第53条第4項）
※津波災害警戒区域の指定

(5) 三重県石油コンビナート防災アセスメント調査について

コンビナート地域においては、三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）において災害の想定を行ったうえで、事業者や防災関係機関が、予防対策計画及び応急対策計画等で防災対策を定めています。

現行の防災計画は、東日本大震災を契機に見直しが行われた南海トラフ地震の被害想定結果を受け、平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメント調査（以下「防災アセスメント」という。）をふまえて策定したものです。

県では、今年度から見直しに取り組んでいる南海トラフ地震被害想定地震動・津波浸水想定等をふまえて、コンビナート地域における災害想定の見直しや防災対策の見直しを行うため、今年度から来年度にかけて、改めて防災アセスメントを実施しています。

1 調査概要

コンビナート地域の災害想定や防災対策の検討をできるだけ客観的かつ現実的なものとするため、消防庁から示されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月改訂）」に基づき、南海トラフ地震や大規模事故等の発生により想定される災害の形態、規模、影響範囲などの予測・評価を行います。

2 主なスケジュール

＜令和6年度＞

- ・コンビナート事業所に対するコンビナート施設の現況調査の実施
- ・気象データやコンビナート事故事例などの被害想定に必要な情報の収集 など

＜令和7年度＞

- ・別途検討が進められている南海トラフ地震の被害想定の見直し（震源モデルや地震動予測など）結果や令和6年能登半島地震での被害、近年のコンビナート事故などの事例をふまえた災害想定の見直し
- ・防災アセスメント結果をふまえたコンビナート防災対策の検討、取りまとめ など

3 対象地域及び施設

石油コンビナート等特別防災区域（四日市臨海地区）を対象に、石油精製や化学製品等を生産・取り扱う事業所であって、可燃性物質や毒性物質を大量に貯蔵・処理するなど潜在危険性が大きい施設（危険物タンク、高圧ガスタンクなど）を想定しています。

4 主な調査項目

調査項目	今回調査（令和6~7年度）	前回調査（平成25年度）との違い
平常時の事故	コンビナート施設の諸元・発生危険度等に基づき実施	最新の施設状況を反映し評価を実施
短周期地震動による被害	新たな県地震被害想定等に基づき実施 ・南海トラフ地震 ・内陸活断層型地震 （養老・桑名・四日市断層帯） ※前回想定地震動を活用	新たな南海トラフ地震の被害想定など最新のデータを活用して評価を実施
【新規】長周期地震動による被害	新たな県地震被害想定に基づき実施	スロッシング（液面揺動）によるタンク浮き屋根上への原油等のオーバーフローなどの評価を実施
津波による被害	新たな県地震被害想定に基づき実施	新たな南海トラフ地震の被害想定など最新のデータを活用して評価を実施
【新規】風水害（高潮）による被害	県高潮浸水想定結果（令和2年8月公表）に基づき実施	高潮によるタンクの浮き上がり・滑動などの評価を実施
大規模災害による被害	事業所外へ大規模な影響を及ぼす恐れがある大規模災害による被害を評価 ・危険物の海上への大量流出 ・高圧ガスの爆発・大規模火災	タンカー事故や航空機関連事故など大規模な災害を追加し評価を実施

5 完了後の対応

防災アセスメントの結果は、防災計画の見直しに反映するとともに、コンビナート施設の防災対策の検討に活用できるよう、事業者等へ情報提供を行います。

新たに想定される災害事象に対しても的確に対応できるよう、今後もコンビナート事業所や防災関係機関などと連携し、コンビナートの防災対策の強化に取り組んでまいります。

(6) 審議会等の審議状況について

審議会等の審議状況（令和6年11月21日～令和7年2月16日）

(防災対策部)

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	令和6年12月13日（書面会議）
3 委員	会 長 三重大学医学部附属病院 病院長 池田 智明 副会長 三重県医師会 副会長 田中 孝幸 四日市市消防本部 消防長 真弓 明之 委 員 三重県精神科病院会 会長 齋藤 純一 他 19名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6年度第1回三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会及び令和5年度第1回三重県救急搬送・医療連携協議会搬送基準専門部会の結果について報告を行いました。
6 備考	